

＜事務事業評価表＞

平成26年度

教育研修事業

評価表

No. 28

〔単位：千円、人〕

1 事務事業の位置付け (Plan)											
所管部課名	教育部 学校教育課		担当者	竹山 三春							
根拠法令等			マニフェスト関連	<input type="checkbox"/>							
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業	<input type="checkbox"/> 建設・整備事業	<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理							
事業の種類	<input type="checkbox"/> 特定事業	<input type="checkbox"/> 義務的事業	<input checked="" type="checkbox"/> 裁量事業								
政策	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり		施策	幼児教育・学校教育等の充実							
			小施策	学校教育の充実							
予算科目等	会計	一般会計									
	款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費					
	事項	教育研修費		細事項	教育研修費						
2 事務事業の実施 (Do)											
事業の内容	概要	小中学校等学級増分及び加配教員教科書、小中学校等指導書購入経費、市立学校教職員研修補助金交付に係る事業									
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	市内小・中学校教職員									
	意図（どのような状態にしたいのか）	主に小中一貫教育に関する県外研修会へ参加することによって、教職員の資質向上や児童生徒の学力向上を図る									
	手段（市がどのような活動をするか）	旅費の補助、教科書・指導書の配付、研修会講師派遣									
	事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (⇒ 年度～年度)									
	活動指標	各中学校区における小中一貫教育合同研修会年間平均実施回数	目標値	15	目標年度	平成31年度					
	成果指標	鹿児島学習定着度調査市平均通過率の県との差	プラス2P		平成31年度						
経費及び指標の推移	項目	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額	平成27年度 見込額	平成28年度 見込額					
	事業費	18,940	2,204	1,477	1,477	1,477					
	校長会研修会講師経費	35	45	26	26	26					
	教師用指導書・教科書	17,905	1,267	451	451	451					
	補助金	1,000	892	1,000	1,000	1,000					
	市立学校教職員研修補助	1,000	892	1,000	1,000	1,000					
	財源内訳										
	国・県支出金										
	その他										
	一般財源	18,940	2,204	1,477	1,477	1,477					
	要員配置状況	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16					
	職員	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16					
嘱託員											
臨時職員等											
活動指標の推移	10	11.1	12	12	13						
成果指標の推移	プラス0.3	マイナス0.2	プラス0.5	プラス1	プラス2						
特筆すべき事項等	<p>【参考】鹿児島学習定着度調査（鹿児島県教育委員会が実施） 児童生徒が基礎学力を確実に身につけているかを例年1月に調査している。</p> <table border="1"> <tr> <td>調査対象</td> <td>小学校5年</td> <td>国語、社会、算数、理科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校1・2年</td> <td>国語、社会、数学、理科、英語</td> </tr> </table> <p>※ 通過率（設問ごと） = $\frac{\text{正答した児童生徒の数}}{\text{調査を実施した児童生徒の数}}$</p> <p>※ 平均通過率 = 教科や内容等で通過率の平均をとったもの</p>					調査対象	小学校5年	国語、社会、算数、理科		中学校1・2年	国語、社会、数学、理科、英語
調査対象	小学校5年	国語、社会、算数、理科									
	中学校1・2年	国語、社会、数学、理科、英語									

所管部課名	教育部 学校教育課	担当者	竹山 三春					
事務事業名	教育研修事業							
根拠法令								
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成26年度 予算額	1,000千円	国県支出金 千円	その他 千円					
		一般財源 1,000千円	その他の内容					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	各中学校区の教員の授業交流年間平均時間	35時間	平成31年度					
成果指標②	鹿児島学習定着度調査市平均通過率の県との差	プラス2P	平成31年度					
補助対象者	市内の小・中学校に勤務する県費負担教員							
補助対象経費	薩摩川内市教育委員会が、県内外の教育先進地又は教育機関等において研修を行わせることを決定したもの							
補助対象事業・活動の内容	教職員の授業力向上や指導法改善、ひいては本市児童生徒の学力向上につなげるため、全国の先進地校を視察し、先進地校の取組を学ぶ研修を対象とする							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助金交付要領別表に定める額							
上記項目の積算方法	定額							
補助を受ける3年事業の決算状況等の	項目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,800,000	100.0%	1,000,000	100.0%	892,000	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,800,000	100.0%	1,000,000	100.0%	892,000	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		負担金補助及び交付金	1,800,000	100.0%	1,000,000	100.0%	892,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		1,800,000	100.0%	1,000,000	100.0%	892,000	100.0%	
支出計/前年度支出計			55.6%		89.2%			
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数								
成果指標の推移①	11.6		29		30.4			
成果指標の推移②	プラス0.5		プラス0.3		マイナス0.2			
特記すべき事項等	①【今年度改善点】 小中一貫教育に関する研修に加え、「英語教育」と「学力向上」に関する研修も優先項目にした。 ②【前回評価への回答】 特になし ③【事業のPR方法】 学校への文書による直接案内 ④【費用対効果】 ①各中学校区の教員の授業交流年間平均時間 ②鹿児島学習定着度調査市平均通過率の県との差 ⑤【補助事業以外の事業】 特になし ⑥【その他】							

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	教職員の資質向上は、児童・生徒はもとより保護者ひいては地域住民等市民にとって、その公益性を示すものである。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当する。 本市に勤務する教職員に対する補助であり、本市教育目標や重点施策を受けて取り組んでいる各校の学校教育目標達成のために必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	全市で取り組む連携型小中一貫教育は、県下では本市独自の取組であり、その目的の達成のために必要である。また、先進地における研修後は、各中学校区で還元されており、その効果も期待できる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	教職員の資質向上のための補助金であり、行政が直接行うことはできない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領に、補助基準額を定めているので、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	補助対象となる教職員は、中学校区や本市勤務年数（原則1・2年目）を踏まえた上で決定していることから、同一人に対する固定的な補助にはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市内の小・中学校へ本事業への参加等を広く呼びかけており、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	「小中一貫教育」や「英語教育の充実」等に関する研修を対象としており、本市以外の「小中一貫教育先進地域・先進校」の取組を実際に行って学ぶためには旅費補助が有効である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象の研修や経費の執行内容等が明確に規定されており、公費充当が著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止</p>
	<p>〈上記方向の理由〉</p> <p>本市に勤務する意欲的な教職員の教育に対する姿勢は、学校教育全般にわたり児童・生徒の健全育成や学力向上に大きな影響を及ぼす。教職員の研修意欲を充足させ、授業力を改善・向上させることは、児童・生徒の学力向上につながる効果が期待できるため。</p>
	<p>〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉</p> <p>これまで主に、本市教育行政の柱である「小中一貫教育」に関する研修への参加に対し補助金を支出してきたが、もう一つの教育行政の柱「英語教育」や、学校の中心課題である「学力向上」に関する研修も今後更に深めていく必要がある。</p>

平成25年度市立学校教職員研修補助金交付一覧
(小中一貫教育に係る研修)

番号	研修期間	研修先	研修内容	校区	学校名	職	本市 勤務年数	昨年度 参加実績	補助金額
1	H25.11.21 ～11.22	茨城県	第8回小中一貫教育全国サ ミットinつくば	川内北中	川内北中	教諭	1年目	無し	50,000
2				川内中央中	平佐西小	教頭	1年目	無し	50,000
3					川内中央中	教諭	1年目	無し	50,000
4				川内南	隈之城小	教諭	1年目	無し	50,000
5					川内南中	教諭	1年目	無し	50,000
6				水引中	水引小	教諭	2年目	無し	50,000
7					水引中	教諭	4年目	無し	50,000
8				樋脇中	樋脇中	教諭	2年目	無し	50,000
9				東郷中	東郷小	教諭	1年目	無し	50,000
10					東郷中	教諭	1年目	無し	50,000
11				里中	里中	教諭	2年目	無し	60,000
12				海陽中	海陽中	教諭	2年目	無し	60,000
13				海星中	長浜小	教諭	1年目	無し	60,000
14	H25.11.10	佐賀県	多久市小中一貫教育研究発 表会	祁答院中	上手小	校長	1年目	無し	12,000
15	H25.11.28 ～11.30	島根県	東出雲中学校区小中一貫教 育実践発表会	里中	里小	教諭	2年目	無し	40,000
16	H26.1.23 ～1.25	さいたま 市	さいたま市小中一貫教育(大 成小中学校)	上甌中	中津小	教頭	1年目	無し	60,000
17				入来中	朝陽小	教頭	2年目	無し	50,000
18	H26.2.13 ～2.15	京都市	京都教育大学附属京都小中 学校教育実践研究協議会	祁答院中	黒木小	教頭	2年目	無し	50,000
合 計									892,000

【再 掲】

番号	研修先	区分	職	区域	人数	補助金額	合計額	総計
1～13	茨城県	その他国内全地域(1泊)	教頭	甌島区域外	1	50,000	50,000	680,000
			教諭	甌島区域	3	60,000	180,000	
				甌島区域外	9	50,000	450,000	
14	佐賀県	九州地方／佐賀(日帰り)	校長	甌島区域外	1	12,000	12,000	12,000
15	島根県	中国地方(2泊)	教諭	甌島区域	1	40,000	40,000	40,000
16～17	さいたま 市	その他国内全地域(2泊)	教頭	甌島区域	1	60,000	60,000	110,000
				甌島区域外	1	50,000	50,000	
18	京都市	近畿地方(2泊)	教頭	甌島区域外	1	50,000	50,000	50,000

市立学校教職員研修補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる市立学校教職員研修補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 市立学校教職員研修補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 教職員の資質向上、教育研究活動（教育行政を含む。）その他、本市学校教育の振興を図るものであること。
- (2) 市内の小中学校に勤務する県費負担教職員（校長、教頭、教諭（助教諭を含む。）、養護教諭（養護助教諭を含む。）及び事務職員）であること。

(補助金の額)

第3条 市立学校教職員研修補助金の額は、別表1に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、九州管内のJRを利用した日帰り研修に係る市立学校教職員研修補助金の額は、別表2に定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育部長が真に必要と認める場合は、予算の範囲内で、補助金の額を増額又は減額できるものとする。

(補助対象経費)

第4条 市立学校教職員研修補助金は、薩摩川内市教育委員会が、県内外の教育先進地又は教育機関等において研修を行わせることを決定したものに交付する。

(交付の申請)

第5条 市立学校教職員研修補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、研修日の前日までとする。

2 市立学校教職員研修補助金の交付の申請に係る書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 薩摩川内市立学校教職員研修派遣申請書（様式第1号）
- (2) 薩摩川内市立学校教職員研修補助金交付申請書（様式第2号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 市立学校教職員研修補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に市立学校教職員研修補助金を交付することが適当でない
いと認められる場合

(実績報告)

第7条 研修者は、研修を終了し帰任後1か月以内に研修結果をまとめた実績報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(効果の測定)

第8条 市立学校教職員研修補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、補助事業者が提出した研修実績報告書の研修の効果および課題への取組状況を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 市立学校教職員研修補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の教育行政施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、改正後の市立学校教職員研修補助金交付要領の規定は、平成23年度以降の年度分の市立学校教職員研修補助金について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分		補助額 (円)	備考	
県内	日帰りの場合	2,000	旅行日数 1 日当たり	
	宿泊を要する場合	10,000		
	離島全域	20,000	甌島を除く	
九州地方	本土	日帰り	10,000	旅行日数 1 日当たり
		1 泊	20,000	
		2 泊	30,000	
	沖縄	1 泊	40,000	
		2 泊	50,000	
中国地方	1 泊	30,000		
	2 泊	40,000		
四国地方	1 泊	30,000		
	2 泊	50,000		
近畿地方	1 泊	40,000		
	2 泊	50,000		
上記以外の国内全地域	1 泊	50,000		
	2 泊	60,000		
海外		20,000	旅行日数 1 日当たり	

別表 2 (第 3 条関係)

区分	補助額 (円)	備考	
九州地方	小倉	15,000	旅行日数 1 日当たり
	博多	13,000	
	佐賀	12,000	
	新鳥栖	12,000	
	久留米	12,000	
	筑後船小屋	10,000	
	新大牟田	10,000	
	新玉名	9,000	
	熊本	8,000	
	新八代	6,000	
	新水俣	4,000	